

東京都板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用の
認定に関する事務取扱要綱

令和8年3月4日区長決定

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業の円滑な実施を図るため、「東京都板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用の認定に関する規則」（以下「規則」という。）に基づく「東京都板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び規則で使用する用語の例による。

（事業利用の認定基準）

第3条 本事業を利用するに当たり、認定申請のできる乳児及び幼児は、次の各号のいずれにも該当する乳児及び幼児とする。ただし、区長が特に認める乳児及び幼児は、この限りでない。

- (1) 区内に住所を有する乳児又は幼児
- (2) 0歳6ヵ月以上満3歳になる日の前日までの乳児及び幼児
- (3) 幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、家庭的保育事業等を利用していない乳児及び幼児

（利用認定）

第4条 本事業の利用を希望する保護者及びそれに準ずる者は、「こども誰でも通園制度総合支援システム」（以下、「総合支援システム」という。）等を利用し、区長に対しこども誰でも通園制度の対象者確認の申請を行うものとする。なお総合支援システムを利用し申請することが困難な場合は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（別記第1号様式）により申請を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による申請を認定するときは、当該保護者に対し総合支援システムを利用し、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）により、その旨を通知するものとする。なお総合支援システムを利用し通知することが困難な場合は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（別記第2号様式）により、その旨を通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による申請を認定しないときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）利用認定申請に係る非認定・取消し通知（別記第3号様式）によりその旨及び理由を当該保護者に通知するものとする。

（利用認定の有効期間）

第5条 本事業の利用認定の有効期間は、区長が利用を認定した日から、利用する児童が満3歳になる日の前日までとする。

（利用料の減免）

第6条 利用料の減免を受ける場合において、申請者は、本事業を利用する前に区長に減免の申請を行い、減免の認定を受けなければならない。

（利用認定に係る留意事項）

第7条 利用認定を申請する保護者は、本事業を利用するにあたり、障がい等の特に配慮が必要な事項がある場合は、その事項を確認できる書類を区長に提出しなければならない。

（利用認定の変更）

第8条 利用認定を受けた保護者は、その内容を変更しようとするときは、総合支援システムを利用し

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届を区長に提出するものとする。なお総合支援システムを利用し申請することが困難な場合は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届（別記第4号様式）により申請を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による申請により変更の認定をするときは、当該保護者に対し、総合支援システムを利用し乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）により当該保護者にその旨を通知するものとする。なお総合支援システムを利用し通知することが困難な場合は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（別記第2号様式）により、その旨を通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定による申請により変更の認定をしないときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届に係る非認定通知書（別記第5号様式）により、その旨及び理由を当該保護者に通知するものとする。

（利用認定の取消し）

第9条 利用認定を受けた保護者は、その認定の取り消しを希望するときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅申請書を区長に提出するものとする。なお総合支援システムを利用し申請することが困難な場合は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅申請書（別記第6号様式）により申請を行うものとする。

2 区長は、前項の規定により利用認定を取り消したときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）利用認定申請に係る非認定・取消し通知（別記第3号様式）により当該保護者に通知するものとする。

（職権による利用認定の変更）

第10条 区長は、利用認定の内容の変更を確認したときは、職権により利用認定を変更することができる。この場合は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）により当該保護者に対しその旨を通知するものとする。

（職権による利用認定の取消し）

第11条 区長は、利用認定を受けた保護者又は対象児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用認定の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の申込みにより利用の決定を受けたとき
- (2) 第3条に規定する対象児童の要件を欠くに至ったとき
- (3) その他の理由により、利用認定を取り消すことが適当と認めるとき

2 区長は、前項の規定により利用認定を取り消したときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）利用認定申請に係る非認定・取消し通知（別記第3号様式）により当該保護者に通知するものとする。

（認定等の通知方法）

第12条 こども誰でも通園制度における認定等の各種通知については、原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にて行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第2項の規定は、決定の日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱を施行するために必要な認定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書

板橋区長宛

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報（要配慮個人情報含む）等を利用することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報（要配慮個人情報を含む）や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き（乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等）を行うことに同意します。

申請者（保護者） ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ		生年月日	年 月 日	児童との続柄	
	氏名					
	現住所					
	本年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ				
	前年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と異なる				
	電話番号		メールアドレス			
負担軽減の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
前自治体での利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

代理利用者	総合支援システム代理利用者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	フリガナ		生年月日	年 月 日	児童との続柄	
	氏名					
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ				
		<input type="checkbox"/> 申請者と異なる				
	電話番号		メールアドレス			

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）の認定申請児童	確認を希望するこどもの数						
	1	フリガナ		生年月日	年 月 日	こどもとの続柄	
		氏名					
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ				
			<input type="checkbox"/> 申請者と異なる				
		障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当		
	その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等（診断書及び必要となる配慮等：） <input type="checkbox"/> 指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（生活管理指導表を添付） <input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載：）			
	2	フリガナ		生年月日	年 月 日	こどもとの続柄	
		氏名					
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ				
			<input type="checkbox"/> 申請者と異なる				
		障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当		
	その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等（診断書及び必要となる配慮等：） <input type="checkbox"/> 指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（生活管理指導表を添付） <input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載：）			
	3	フリガナ		生年月日	年 月 日	こどもとの続柄	
		氏名					
現住所		<input type="checkbox"/> 申請者と同じ					
		<input type="checkbox"/> 申請者と異なる					
障害者手帳等の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当			
その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等（診断書及び必要となる配慮等：） <input type="checkbox"/> 指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（生活管理指導表を添付） <input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載：）				

乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

板橋区長

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日	令和 年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	令和 年 月 日
認定の有効期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 なお保育所や認定こども園等に入所した場合は上記期間内であっても認定が取り消されます。 また保護者の方が市町村外に転出した場合は認定が取り消されます。
交付年月日	令和 年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭児加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先
東京都板橋区役所 保育サービス課入園相談係
Tel 03-3579-2452

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）利用認定申請に係る非認定・取消し通知書

様

板橋区長

申請のありましたこども誰でも通園制度における対象こども認定申請について、次のとおり 非認定・取消し
しましたので通知します。

記

保護者氏名	
生年月日	
住所	〒
児童氏名	
生年月日	
非認定・取消し 理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先
東京都板橋区役所 保育サービス課入園相談係
Tel 03-3579-2452

板橋区長宛

記入日	年 月 日
-----	-------

申請者氏名	
-------	--

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID（メールアドレス）	
保護者名		生年月日	年 月 日
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日
児童名			
フリガナ		生年月日	年 月 日
児童名			
フリガナ		生年月日	年 月 日
児童名			
フリガナ		生年月日	年 月 日
児童名			

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	<input type="checkbox"/> 氏	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> その他
------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

変更内容	<input type="checkbox"/> 変更前の氏	()
	<input type="checkbox"/> 変更前の住所	()
	<input type="checkbox"/> 変更前の電話番号	()
	<input type="checkbox"/> その他変更事項	()

変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻等	<input type="checkbox"/> 引越し	<input type="checkbox"/> その他 ()
------	------------------------------	------------------------------	----------------------------------

認定変更届処理後、認定証が再発行されますのでご確認ください。

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届に係る非認定通知書

様

板橋区長

申請のありましたこども誰でも通園制度における対象こども認定申請について、次のとおり 非認定・取消し
しましたので通知します。

記

保護者氏名	
生年月日	
住所	〒
児童氏名	
生年月日	
非認定理由	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

東京都板橋区役所 保育サービス課入園相談係

Tel 03-3579-2452

板橋区長宛

記入日	年 月 日
-----	-------

申請者氏名	
-------	--

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅申請書

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ		ログインID（メールアドレス）	
保護者名		生年月日	年 月 日
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日
児童名			
フリガナ		生年月日	年 月 日
児童名			
フリガナ		生年月日	年 月 日
児童名			
フリガナ		生年月日	年 月 日
児童名			

変更内容	<input type="checkbox"/> 引越し 【異動日 年 月 日】 ※転出証明書の異動日と同じ日付の記載 【異動先自治体名 都道府県 市区町村】
	<input type="checkbox"/> 入所・入園等
	<input type="checkbox"/> その他（ ）